

関東プラネタリウムワーキンググループ(関東 PWG)要綱(案)

関東 PWGは、日本プラネタリウム協議会(JPA)の関東地域における地域活動を展開する団体として、これに賛同し活動を希望する個人が参画する。

会を円滑に進めるため、会員は積極的に役割分担をし、さまざまな場面で意欲的にリーダーシップを発揮することを求める。

プラネタリウムに関心を持つもの同士、互いの人格を尊重し、分け隔てなく公平な議論の場を形成し、プラネタリウムの発展とそれに携わる者同士が切磋琢磨することを目的とする。

関東地区の規模に見合う運営体制をつくるために、以下の関東 PWGの要綱を定め、それに基づく運営とする。

(設置)

1. 日本プラネタリウム協議会(JPA)の理念に基づき、JPAに加盟する関東を中心とする地域のプラネタ

リウム施設および関連施設、事業会社、学校等に所属する個人およびこの会の事業趣旨に賛同する個人の会とする。

- 2 プラネタリウムに関わりを持つもの同士、互いの人格を尊重し、関連する技術的、学術的な情報収集と教育的な配慮に基づく議論を深め、もって会員の本務、興味関心に資することを目的として設置する。

(組織)

第2条 関東 PWGは次に掲げる会員をもって組織する。

1. JPAに加盟する関東を中心とする地域のプラネタリウム施設、関連施設、事業会社、および学校等に所属する個人。

(2) 関東 PWGの事業趣旨に賛同する個人。

(会員の義務)

第3条 会員は附則に定める分科会のいずれか1つ以上に籍を置き、積極的に活動しなければならない。

(役員)

第4条 本会に以下の役員を置く

顧問 若干名

会長 1名 会の代表

副会長 2名 会長を補佐し、総務、事業および対外的な窓口業務を分担する。

総務 3名 会の運営を掌握し、会長の執務執行を行う。

会計 1名 会費の徴収と会員管理、事業費の作成と運用

渉外 2名 研修会等の会場設営、講師との交渉などの実行

各分科会長 分科会の数による

監査 1名

(役員会)

第5条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 会長、副会長、総務、分科会長で構成する。

3 議事進行は会長が行う。

(任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事業)

第7条 本会は以下に述べる事業を行う。

1. プラネタリウムに関わる調査・研究。
2. 研修会、研究集会の開催。
3. IPSへの参加、天文教育普及研究会、日本公開天文台協会、日本天文学会など関連団体での発表およびそのための支援。
4. 研修資料の作成、研究報告の出版、ホームページでの意見交換、広報。

(分科会)

第8条 本会の事業を遂行するために分科会を置く。分科会は必要に応じて会長が改編することを可能とする。

2 分科会の新設、削除については、会長が提案し、役員会の了解を必要とする。

(分科会長)

第9条 事業を実施するための分科会に分科会長をおく。選出は各分科会員の互選で決める。

2 分科会長は、役員として役員会に出席し、関東 PWGの運営に関わる実務を行う。

(事業費)

第10条 本会の事業達成のために必要な費用は別途定める会費、JPAに申請する活動補助金、外部資金、寄付等による。

(会費)

第11条 本会の事業目的の達成のため、会員より会費を徴収することができる。会費は別途定める附則による。

附則

1、会費はJPA 会員は無料、JPA 会員以外からは1個人より年間参加費として、2000 円徴収とする。

2、顧問はプラネタリウム関係者、教育関係者、研究機関の広報関係者など適任と思われる方

3、会長は会員からの互選とするが、当面はJPA 関東地区 WG 世話人会からとする。

4、分科会

1. 技術研究分科会

プラネタリウムのハードとソフト、それに関連する新しい技術的情報、表現手法の収集と分析、研究を行う。

2. 広報出版分科会

会報、研究報告の編集と発行を行う。また、ホームページでのWG情報の一般への発信、会員相互の情報交換のための業務を行う。

3. 教育普及分科会

プラネタリウムの機能をより良く理解するための研修、個人のスキルアップのための勉強会、プラネタリウムを使った教育的手法の研究などを行う。

4. 学習投影研究分科会

小・中学生理科の天文学習をプラネタリウムで効果的に実施するための調査や実地研修などを行う。

5. ライブ手法研究分科会

プラネタリウムのライブ運用にかかわるさまざまな問題とその解決法、運営手法とその効果の客観的な評価について調査研究する。

(6)共同番組制作分科会

フルドームムービー、プラネタリウム番組を企画制作するアイデア、資料、資金を持ち寄り、番組を共

同制作するためのしくみを作り、実践する

5. この要綱は平成 22 年 6 月 14 日から施行する。